

広島県土砂の適正処理に関する 条例の申請書等作成の手引

令和7年8月

広島県農林水産局
森林保全課

目 次

| | | |
|-----|----------------------------------|-----------|
| I | 広島県土砂の適正処理に関する条例について | ・・・ p1 |
| II | 広島県土砂の適正処理に関する条例のしくみ | ・・・ p2 |
| III | 土砂の搬出の届出手続フロー | ・・・ p3 |
| IV | 土砂の搬出の届出手続 | |
| | 1. 土砂の搬出の届出手続（建設工事からの搬出） | ・・・ p4-2 |
| | 2. 土砂の搬出の届出手続（一時たい積行為を行う土地からの搬出） | ・・・ p4-8 |
| | 3. 土砂の搬出の変更届出手続 | ・・・ p4-13 |
| | 4. 土砂の搬出の完了（廃止）届出手続 | ・・・ p4-17 |
| | 5. 届出を要しない土砂の搬出の認定手続 | ・・・ p4-21 |
| V | 土砂の搬出の届出後の主な留意事項 | ・・・ p5 |
| VI | 申請書等の提出窓口及び許可等の権限者 | ・・・ p6 |
| VII | 土砂条例【Q&A】 | ・・・ p7-1 |

I 広島県土砂の適正処理に関する条例について

1 目的

土砂の搬出等について必要な規制を行うことにより、土砂の適正な処理を推進し、もって県土の秩序ある利用を図るとともに、県民の生活の安全を確保すること。

2 責務

(1) 発注者

建設工事の元請負人に対して土砂の適正な処理を指示するよう努める。

(2) 元請負人

土砂の適正処理並びに土砂搬出経路周辺の生活の安全及び生活環境の保全に努める。

3 土砂の搬出に係る規定

(1) 土砂の搬出の届出

500m³以上の土砂（一時たい積場については500m³/月以上）を事業区域外へ搬出するときは、土砂の搬出に係る計画を定め、知事に届け出なければならない。

[適用除外]

ア 採石法又は砂利採取法の認可に係る区域で採取された土砂の搬出（廃土石を除く）

イ 災害復旧のため必要な応急措置として行う土砂の搬出 等

(2) 勧告等

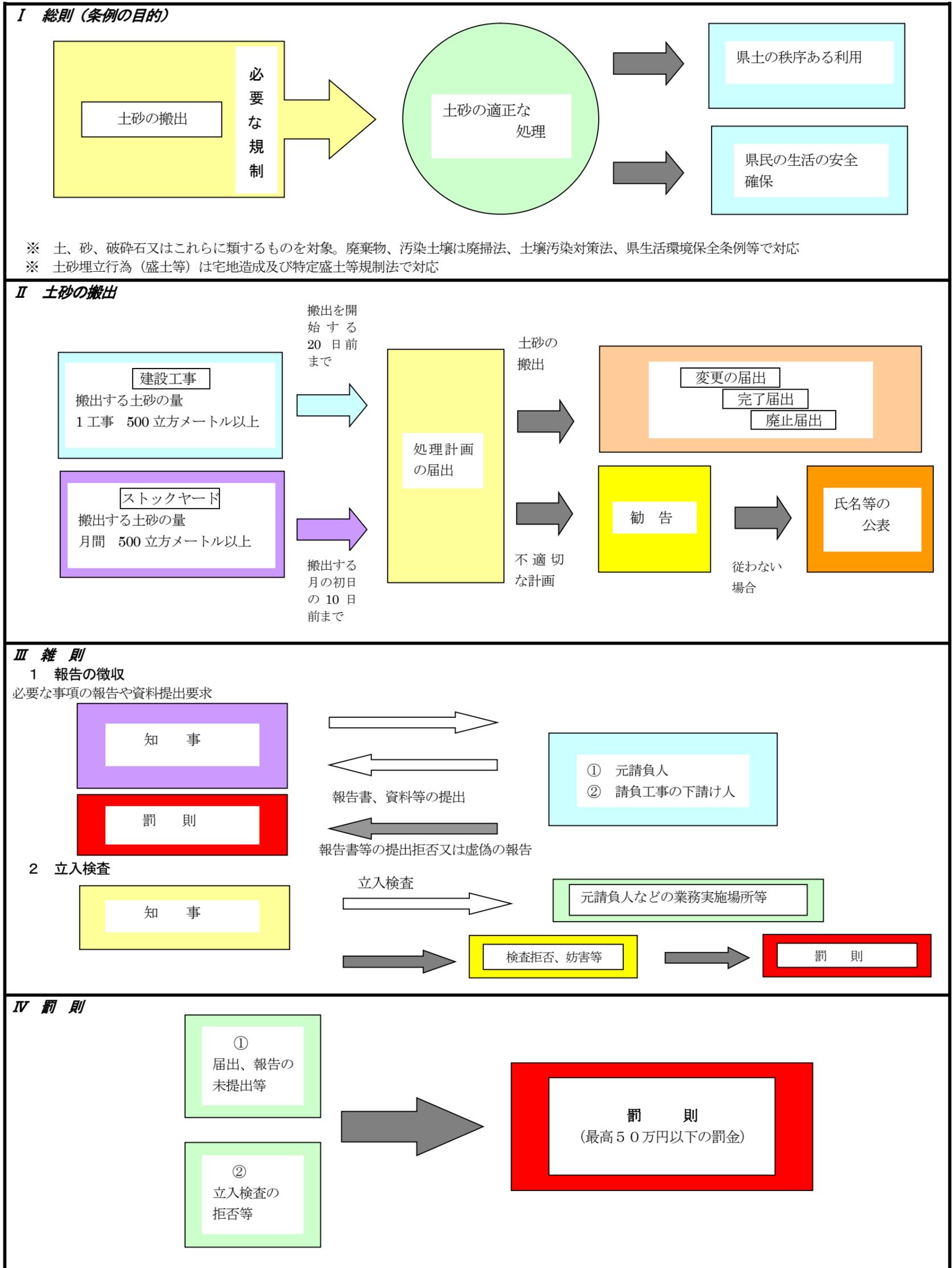
知事は、土砂搬出に係る各種届出の内容が適当でないとき認めるときは、届出者に対し、必要な措置をとるよう勧告することができる。また、知事は、届出者が勧告に従わない場合は、氏名等を公表することができる。

4 罰則

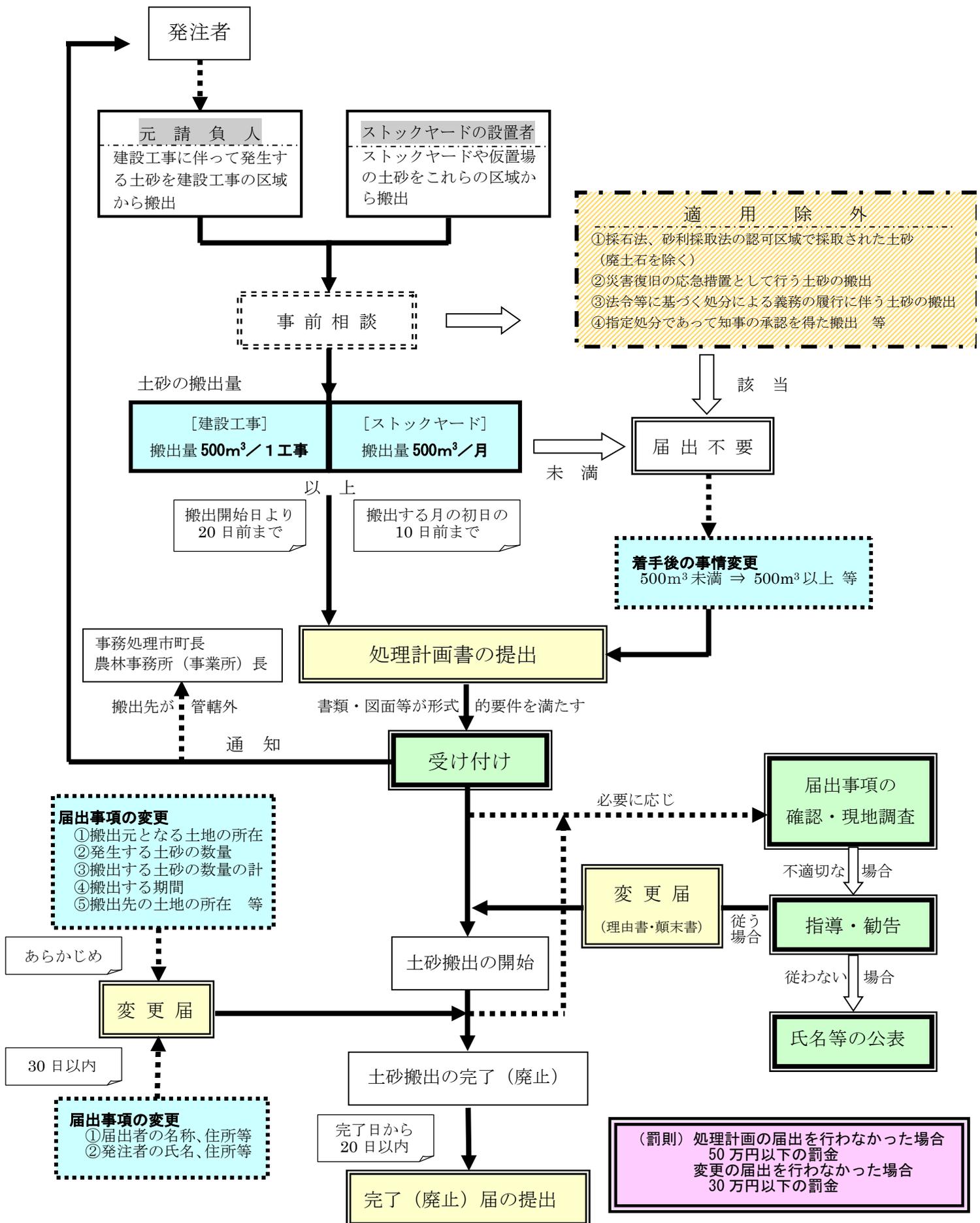
(1) 土砂の搬出に係る届出をしなかった者などは、50万円以下の罰金に処する。

(2) 土砂の搬出の変更に係る届出をしなかった者などは、30万円以下の罰金に処する。

II 広島県土砂の適正処理に関する条例のしくみ



III 土砂の搬出の届出 手続フロー



IV 土砂の搬出の届出手続

目 次

<土砂の搬出の届出手続>

- ◎ 土砂を搬出する方への留意事項 . . . p4-1

- 1 土砂の搬出の届出手続（建設工事からの搬出）
 - (1) 土砂の搬出の届出の編さん順序 . . . p4-2
 - (2) 土砂処理計画届出書
(条例第5条第1項又は第8条第1項) . . . p4-3
 - (3) 土砂処理計画書作成要領 . . . p4-5

- 2 土砂の搬出の届出手続（一時たい積行為を行う土地からの搬出）
 - (1) 土砂の搬出の届出の編さん順序 . . . p4-8
 - (2) 一時たい積土砂処理計画届出書
(条例第6条第1項又は第9条第1項) . . . p4-9
 - (3) 一時たい積土砂処理計画書作成要領 . . . p4-11

- 3 土砂の搬出の変更届出手続
 - (1) 土砂の搬出の変更届出の編さん順序 . . . p4-13
 - (2) 処理計画変更届出書（条例第7条第1項又は第2項） . . . p4-14
 - (3) 処理計画変更届出書作成要領 . . . p4-16

- 4 土砂の搬出の完了（廃止）届出手続
 - (1) 土砂の搬出の完了（廃止）届出の編さん順序 . . . p4-17
 - (2) 土砂搬出完了（廃止）届出書（条例第12条） . . . p4-18
 - (3) 土砂搬出完了（廃止）届出書作成要領 . . . p4-19

- 5 届出を要しない土砂の搬出の認定手続
 - (1) 届出を要しない土砂の搬出協議の編さん順序 . . . p4-21
 - (2) 届出を要しない土砂の搬出協議書
(規則第5条第1項又は第9条第1項) . . . p4-22
 - (3) 届出を要しない土砂の搬出の取扱い方針 . . . p4-26

◎ 土砂を搬出する方への留意事項

1 土砂等について

- ① 建設発生土に、コンクリートガラ等の廃棄物が混入している場合は、事業区域内で土砂と廃棄物を選別した後、それぞれ適正な処分先へ搬出するか、全体を廃棄物として産業廃棄物最終処分場又は中間処理施設へ搬出してください。

なお、取扱いについては、当該工事箇所を所管する県厚生環境事務所（広島市、呉市、福山市の区域においては、各市の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を所掌する部局）に相談してください。

- ② 次のような土地から発生する土砂を搬出する場合には、事前に当該土砂の土壌分析を実施し、汚染土壌に当たらないことを確認してから搬出する必要がある場合があります。

なお、土壌調査の必要性の有無等については、当該工事箇所を所管する地域事務所厚生環境局（広島市、呉市、福山市の区域においては各市の「土壌汚染対策法」を所掌する部局）に相談してください。

- i 工場・事業場として使用された土地
- ii 上流で工場又は事業場からの排水が行われている河川又は湖沼
- iii 薬品等により土壌改良等の処理をした地域
- iv 地表部に工場、廃棄物処理場等を有するトンネル部等
- v その他、臭気のある土壌、土壌又は水質に異変が認められる地域等

2 搬出先について

- ① 搬出先となる残土処分場等が、設置に当たって法令の許可等を必要とする場合は、当該許可等の取得状況について、許可書等により確認することとし、必ず許可等が取得された後に土砂の搬出を開始してください。
- ② あらかじめ搬出先の施行状況や搬入経路となる道路の交通量及び沿線の状況等について調査した上で、最適な搬出先を決定してください。
- ③ 土砂の運搬を他の業者に委託する場合は、過去の実績等から信頼の置ける業者を選定してください。
- ④ 搬出先からの定期的な聴き取り等により、搬出された土砂が、契約している処分場等へ適正に処分されていることを常に確認してください。

3 処理結果の報告等

- ① 建設工事の区域からの搬出については、工事によって発生した土砂を、届け出た処理計画書に従って記載した搬出先に全て搬出した場合を、一時的な積場所からの搬出については、当該月の搬出が終了した場合を「搬出の完了」としてください。
- ② 処理計画の変更により、本条例の届出を要しない規模の搬出になったときは、変更届ではなく本条例による廃止届を提出してください。

1. 土砂の搬出の届出の編さん順序

<建設工事からの搬出>

●土砂の搬出の届出に必要な書類・図面一覧表

(条例第5条第1項又は第8条第1項関係)

| 番 号 | 書 類 等 の 名 称 | 備 考 |
|-----|---|-----|
| 1 | 土砂処理計画書（規則様式第1号） | |
| 2 | 建設工事の区域を示す図面 | |
| 3 | 搬出先とする土地の位置図 | |
| 4 | 搬出先とする土地の区域図 | |
| 5 | 建設工事の区域から搬出先とする土地までの経路を示した図面 | |
| 6 | その他知事が必要と認める書類及び図面 (搬出先に係る法令等の許可書等の写し) | |

注) 番号2から6の添付図面を、兼ねて1枚等に図示することができる場合は兼用しても構わない。

(別記)

様式第1号 (第4条関係)

(表面)

土砂処理計画届出書

年 月 日

様

郵便番号

住 所

氏 名

(法人にあつては、
名称並びに代表者
の氏名)

広島県土砂の適正処理に関する条例 第5条第1項 第8条第1項 の規定により、次のとおり届け出ます。

| | | | |
|---------------------------|----------------------------|-------------------|----------------|
| 建設 工事 の 概 要 | 建設工事の名称 | | |
| | 建設工事の 内容 | 種 別 | 土木工事 建築工事 |
| | | 概 要 | |
| | 建設工事の区域の所在 | | |
| | 建設工事の区域の面積 | | m ² |
| | 建設工事に係る法令等による許可等 | 法令等の名称 | 許可等の処分の状況 |
| | | | |
| | 建設工事の 発注者 | 住 所 | |
| | | 氏名又は名称 (代表者氏名) | |
| | 建設工事に伴っ て発生する土砂 の数量等 | 数 量 | m ³ |
| 利用等の (状況及び) 計画 | | | |
| 搬出する土砂の数量の合計 | | | |
| 搬 出 す る 期 間 | | | |
| 土砂の搬出量 が最大となる 時期の状況 | 1日当たりの 搬出量 | m ³ | |
| | 1日当たりの延べ 運搬車両台数 | 台 | |

(裏面)

| | | | |
|--------------|--------------------|-------------------|----------------|
| 土砂の搬出先に係る事項1 | 土地の所在 | | |
| | 土砂埋立行為を行う者 | 氏名又は名称 (代表者氏名) | |
| | | 住所 | |
| | | 連絡先 | |
| | 搬出する土砂の数量 | | m ³ |
| | 打合せ状況 | | |
| | 土砂埋立行為に係る法令等による許可等 | 法令等の名称 | 許可等の処分の状況 |
| | | | |
| 土砂の搬出先に係る事項2 | 土地の所在 | | |
| | 土砂埋立行為を行う者 | 氏名又は名称 (代表者氏名) | |
| | | 住所 | |
| | | 連絡先 | |
| | 搬出する土砂の数量 | | m ³ |
| | 打合せ状況 | | |
| | 土砂埋立行為に係る法令等による許可等 | 法令等の名称 | 許可等の処分の状況 |
| | | | |
| 土砂の搬出先に係る事項3 | 土地の所在 | | |
| | 土砂埋立行為を行う者 | 氏名又は名称 (代表者氏名) | |
| | | 住所 | |
| | | 連絡先 | |
| | 搬出する土砂の数量 | | m ³ |
| | 打合せ状況 | | |
| | 土砂埋立行為に係る法令等による許可等 | 法令等の名称 | 許可等の処分の状況 |
| | | | |
| その他参考となる事項 | | | |
| 連絡先 | 電話番号 | (内線) | |
| | 担当者 | | |

注 1 不用の文字は、消すこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

◎ 土砂処理計画届出書作成要領（様式第1号）

☆ 提出部数は正本1部、副本2部（又は3部）とし、副本については写しで構わない。

届出書記載要領

(1) 「宛名」

県の機関に提出する場合は、「広島県西部農林水産事務所長」とし、権限移譲されている市町に提出する場合は、「〇〇市長」又は「〇〇町長」とすること。尚、権限移譲状況については「VI申請書等の提出窓口」を参照すること。

(2) 「届出者の氏名」

元請負人の氏名（法人の場合は名称及び代表者の氏名）を記載すること。

(3) 「根拠条項」

該当するものを残し、不要なものを二重線で消去すること。

(4) 「建設工事の名称」及び「建設工事の内容」

「建設工事の名称」については、当該工事の工事名、事業名等を記載するものであり、例えば「〇〇道路改良工事」など、当該建設工事の概要がわかる名称を記載すること。また、「建設工事の内容」の項目のうち、「種別」を記載する欄については、該当しないものを二重線で消去し、「概要」を記載する欄については、「延長〇〇m、幅員〇〇m」のように、当該建設工事の規模等が把握できる程度に工事の概要を記載すること。

(5) 「建設工事の区域の所在」

建設工事の区域とは、原則として工事契約の際、発注者と元請負人とで交わした契約書等に示されている施工区域とする。一定地域の道路維持修繕工事等を年間契約で請負った場合は、施工箇所ごとに500m³以上の土砂の搬出があるか否かを判断し、500m³以上の搬出がある箇所ごとに処理計画の届出を行うこと。

「建設工事の区域の所在」については、原則として地番まで記載することになるが、地番が分からない場合には、住居表示の番号でもよい。また、建設工事区域内の土地が複数の筆に分かれている場合は、代表的な地番を記載するものとし、残りは「外〇筆」と記載すること。

(6) 「建設工事の区域の面積」

工事契約の際、発注者と元請負人とで交わした契約書等に示されている施工区域とする。なお、小数点以下切捨てて記載すること。

(7) 「建設工事に係る法令等による許可等」

「法令等の名称」の欄には、該当する条項まで記載すること。また、「許可等の処分の状況」の欄には、手続中、申請中、許可済等、処分の状況及びその年月日を記載すること。

(8) 「建設工事に伴って発生する土砂の数量等」

当該建設工事における切土や掘削等の土工事の実施によって生じる全ての土砂の数量（計画量）を記載すること。また、「利用等の計画又は状況」の欄には、発生する土砂の利用計画を「埋め戻し用〇〇m³、△△工事への流用□□m³、残土として処分××m³」のように利用計画ごとに具体的に記入すること。

土量は全て地山土量で記載するものとし、ほぐし土量の場合は地山土量に換算するものとする。

(9) 「搬出する土砂の数量の合計」

建設工事で発生する全ての土砂のうち、当該建設工事の区域外に搬出する数量を記載すること。

(10) 「搬出する期間」

建設工事で発生する全ての土砂のうち、当該建設工事の区域外に搬出する土砂の全てを搬出先に運び入れるのに必要な期間であり、当該建設工事の請負期間ではない。

(11) 「1日当たりの搬出量」

搬出する期間内で、1日当たりの搬出量が最大になる量を記載すること。なお、小数点以下切捨てて記載すること。

(12) 「1日当たりの延べ運搬車両台数」

土砂の搬出量が最大となる時期において、1日当たりの土砂の搬出に要する車両の延べ台数（搬出場所からの1日当たりの発生交通量）を記載すること。なお、搬出車両の許容積載重量をもとに記載すること。

(13) 土砂の搬出先に係る事項の「土地の所在」

土砂の搬出先の相手方に確認するなどして、土砂埋立行為地の所在を地番まで記載すること。地番が分からない場合には、住居表示の番号でもよい。また、地番が複数の筆に分かれる場合は、代表的な地番を記載し、残りは「外〇筆」と記載すること。

(14) 土砂の搬出先に係る事項の「土砂埋立行為を行う者」

土砂の搬出先で土砂埋立行為を行っている又は行う者の「氏名又は名称」、その者の「住所」及び「連絡先」を記載すること。

(15) 土砂の搬出先に係る事項の「搬出する土砂の数量」

土砂の搬出量を記載すること。なお、各搬出先の土量の合計が(8)の「搬出する土砂の数量の合計」と一致すること。

(16) 土砂の搬出先に係る事項の「打合せ状況」

土砂の搬出先（受入地）の関係者との受入れについての打合せ状況を、「〇〇年〇〇月〇〇日に打合せ（承諾取得）済み」のように記載すること。

(17) 土砂の搬出先に係る事項の「土砂埋立行為に係る許可等」

この欄に記載する法令等の名称及び許可等の処分の状況については、土地の区画形質の変更に伴い必要とされる許可等であり、各種届出や農地法の許可、国有財産法に基づく自費工事承認等は含まないものとする。

ただし、土地の区画形質の変更に伴い必要とされる許可等以外の許可等しか受けていない場合には、当該法令の許可等の状況を「その他参考となる事項」の欄に記載すること。この法令等の許可等の状況の記載にあたっては、届出者が搬出先等に確認するなどして記載すること。

また、搬出先が複数の法令等の許可等を受けていて、土砂処理計画届出書等の該当欄に記載しきれない場合には、土砂処理計画届出書等の「その他参考となる事項」の欄に記載するか又は別紙にその許可状況を記載し添付すること。

添付図面作成要領

(1) 「建設工事の区域を示す図面」

縮尺 25,000 分の 1 程度で、建設工事等の区域及び道路、地勢等周辺の状況が確認できるものとする。

(2) 「**搬出先とする土地の位置及び区域を示す図面**」

縮尺 25,000 分の 1 程度で、搬出先の位置、区域及び道路、地勢等の周辺の状況が確認できるものとする。

(3) 「**建設工事の区域から搬出先とする土地までの経路を示した図面**」

縮尺 50,000 分の 1 程度で、道路及び沿線の状況が判別できるものとする。なお、基図に表示されていない道路を搬入路として利用する場合は、当該箇所の拡大図を添付するなどの方法により通行する路線を明示すること。

注) 建設工事の区域と搬出先が近接している場合等で、(1)～(3)の図面を 1 枚の図面で表示できる場合には、これらの図面を 1 枚の図面で兼用しても構わない。

2. 土砂の搬出の届出の編さん順序

<一時たい積行為を行う土地からの搬出>

●土砂の搬出の届出に必要な書類・図面一覧表

(条例第6条第1項又は第9条第1項関係)

| 番 号 | 書 類 等 の 名 称 | 備 考 |
|-----|---|-----|
| 1 | 土砂処理計画書（規則様式第2号） | |
| 2 | 一時たい積行為を行う土地の区域を示す図面 | |
| 3 | 搬出先とする土地の位置図 | |
| 4 | 搬出先とする土地の区域図 | |
| 5 | 一時たい積行為を行う土地の区域から搬出先とする土地までの経路を示した図面 | |
| 6 | その他知事が必要と認める書類及び図面 (搬出先に係る法令等の許可書等の写し) | |

注) 番号2から6の添付図面を、兼ねて1枚等に図示することができる場合は兼用しても構わない。

（表面）

一時たい積土砂処理計画届出書

年 月 日

様

郵便番号

住 所

氏 名

〔 法人にあつては、
名称並びに代表者
の氏名 〕

広島県土砂の適正処理に関する条例 第6条第1項 第9条第1項 の規定により、次のとおり届け出ます。

| | | |
|-------------------|--------------------|----------------|
| 一時たい積行為 | 一時たい積行為を行う土地の区域の所在 | |
| | 一時たい積行為を行う土地の区域の面積 | m ² |
| 搬出する土砂の数量の合計 | | m ³ |
| 搬 出 す る 期 間 | | |
| 土砂の搬出量が最大となる時期の状況 | 1日当たりの搬出量 | m ³ |
| | 1日当たりの延べ運搬車両台数 | |

(裏面)

| | | | |
|--------------------|------------|-------------------|----------------|
| 土砂の搬出先に係る事項 1 | 土地の所在 | | |
| | 土砂埋立行為を行う者 | 氏名又は名称 (代表者氏名) | |
| | | 住所 | |
| | | 連絡先 | |
| | 搬出する土砂の数量 | | m ³ |
| 土砂埋立行為に係る法令等による許可等 | 法令等の名称 | 許可等の処分の状況 | |
| | | | |
| 土砂の搬出先に係る事項 2 | 土地の所在 | | |
| | 土砂埋立行為を行う者 | 氏名又は名称 (代表者氏名) | |
| | | 住所 | |
| | | 連絡先 | |
| | 搬出する土砂の数量 | | m ³ |
| 土砂埋立行為に係る法令等による許可等 | 法令等の名称 | 許可等の処分の状況 | |
| | | | |
| 土砂の搬出先に係る事項 3 | 土地の所在 | | |
| | 土砂埋立行為を行う者 | 氏名又は名称 (代表者氏名) | |
| | | 住所 | |
| | | 連絡先 | |
| | 搬出する土砂の数量 | | m ³ |
| 土砂埋立行為に係る法令等による許可等 | 法令等の名称 | 許可等の処分の状況 | |
| | | | |
| その他参考となる事項 | | | |
| 連絡先 | 電話番号 | (内線) | |
| | 担当者 | | |

注 1 不用の文字は、消すこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

◎ 一時たい積土砂処理計画届出書作成要領（様式第2号）

☆ 提出部数は正本1部、副本1部とし、副本については写しで構わない。

届出書記載要領

(1) 「宛名」

県の機関に提出する場合は、「広島県西部農林水産事務所長」とし、権限移譲されている市町に提出している場合は、「〇〇市長」又は「〇〇町長」とすること。尚、権限移譲状況については「VI申請書等の提出窓口」を参照すること。

(2) 「届出者の氏名」

一時たい積行為を行う者の氏名（法人の場合は名称及び代表者の氏名）を記載すること。

(3) 「根拠条項」

該当するものを残し、不要なものを二重線で消去すること。

(4) 「一時たい積行為を行う土地の区域の所在」

一時たい積を行っている土地の区域の所在場所を原則として地番まで記載することになるが、地番が分からない場合には、住居表示の番号でもよい。また、区域内の土地が複数の筆に分かれている場合は、代表的な地番を記載するものとし、残りは「外〇筆」と記載すること。

(5) 「一時たい積行為を行う土地の区域の面積」

実際に、土砂を一時たい積する区域の面積を記載すること。ただし、一時たい積行為を行うに当たり関連する土地（一時たい積行為を行うために設置する必要がある排水施設敷地等）がある場合は、その区域も含めて記載すること。

(6) 「搬出する土砂の数量の合計」

届出に係る月の初日から末日までの間に搬出する土砂の数量を記載すること。

(7) 「搬出する期間」

月単位で記載すること。

(8) 「1日当たりの搬出量」

搬出する期間（月単位）内で、1日当たりの搬出量が最大になる量を記載すること。なお、小数点以下切捨てて記載すること。

(9) 「1日当たりの延べ運搬車両台数」

土砂の搬出量が最大となる時期において、1日当たりの土砂の搬出に要する車両の延べ台数（搬出場所からの1日当たりの発生交通量）を記載すること。

(10) 土砂の搬出先に係る事項の「土地の所在」

土砂の搬出先の相手方に確認するなどして、土砂埋立行為地の所在を地番まで記載すること。地番が分からない場合には、住居表示の番号でもよい。また、地番が複数の筆に分かれる場合は、代表的な地番を記載し、残りは「外〇筆」と記載すること。

(11) 土砂の搬出先に係る事項の「土砂埋立行為を行う者」

土砂の搬出先で土砂埋立行為を行っている又は行う者の「氏名又は名称」、その者の「住所」及び「連絡先」を記載すること。

(12) 土砂の搬出先に係る事項の「搬出する土砂の数量」

土砂の搬出量を記載すること。なお、各搬出先の土量の合計が(5)の「搬出する土砂の数量の合計」と一致すること。

(13) 土砂の搬出先に係る事項の「土砂埋立行為に係る許可等」

この欄に記載する法令等の名称及び許可等の処分の状況については、土地の区画形質の変更に伴い必要とされる許可等であり、各種届出や農地法の許可、国有財産法に基づく自費工事承認等は含まないものとする。

ただし、土地の区画形質の変更に伴い必要とされる許可等以外の許可等しか受けていない場合には、当該法令の許可等の状況を「その他参考となる事項」の欄に記載すること。この法令等の許可等の状況の記載にあたっては、届出者が搬出先等に確認するなどして記載すること。

また、搬出先が複数の法令等の許可等を受けていて、土砂処理計画届出書等の該当欄に記載しきれない場合には、土砂処理計画届出書等の「その他参考となる事項」の欄に記載するか又は別紙にその許可状況を記載し添付すること。

添付図面作成要領

(1) 「一時たい積行為を行う土地の区域を示す図面」

縮尺 25,000 分の 1 程度で、建設工事等の区域及び道路、地勢等周辺の状況が確認できるものとする。

(2) 「搬出先とする土地の位置及び区域を示す図面」

縮尺 25,000 分の 1 程度で、搬出先の位置、区域及び道路、地勢等の周辺の状況が確認できるものとする。

(3) 「一時たい積行為を行う土地の区域から搬出先とする土地までの経路を示した図面」

縮尺 50,000 分の 1 程度で道路及び沿線の状況が判別できるものとする。なお、基図に表示されていない道路を搬入路として利用する場合は、当該箇所の拡大図を添付するなどの方法により通行する路線を明示すること。

注) 建設工事の区域と搬出先が近接している場合等で、(1)～(3)の図面を 1 枚の図面で表示できる場合には、これらの図面を 1 枚の図面で兼用しても構わない。

3. 土砂の搬出の変更の届出の編さん順序

●土砂の搬出の変更届出に必要な書類・図面一覧表

(条例第7条第1項又は第2項、第8条第2項、第9条第2項関係)

| 番 号 | 書 類 等 の 名 称 | 備 考 |
|-----|---|-----|
| 1 | 処理計画変更届出書（規則様式第3号） | |
| 2 | 搬出先とする土地の位置を示す図面 | ※ |
| 3 | 搬出先とする土地の区域を示す図面 | ※ |
| 4 | 建設工事の区域から搬出先とする土地までの経路を示した図面 | ※ |
| 5 | 一時たい積行為を行う土地の区域から搬出先とする土地までの経路を示した図面 | ※ |
| 6 | その他知事が必要と認める書類及び図面 （搬出先に係る法令等の許可書等の写し） | |

- 注) 1. 番号4については、建設工事からの搬出（条例第5条第1項又は第8条第1項関係）の届出の変更があった場合のみに添付すること。
2. 番号5については、一時たい積行為を行う土地からの搬出（条例第6条第1項又は第9条第1項関係）の届出の変更があった場合のみに添付すること。
3. 「備考」欄に※印のある図面については、搬出場所が追加又は変更となる場合に添付すること。
4. 番号2から6の添付図面を、兼ねて1枚等に図示することができる場合は兼用しても構わない。

処理計画変更届出書

年 月 日

様

郵便番号

住 所

氏 名

〔法人にあつては、
名称及び代表者
の氏名〕

広島県土砂の適正処理に関する条例 第7条第1項
第7条第2項
第8条第2項
第9条第2項 の規定により、次のとおり届け出ます。

| | | |
|--------------------------|-------------|-------|
| 建設工事又は一時たい積行為を行う土地の区域の所在 | | |
| 処理計画届出年月日 | | 年 月 日 |
| 変更内容 | 変更前 | |
| | 変更後 | |
| 変更理由 | | |
| 連絡先 | 電話番号 担当者 | (内線) |

- 注 1 不要の文字は、消すこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

※第3号参考資料 搬出先等の変更の場合はこの資料を参考に変更内容を記載してください。

| | | | |
|--------------|--------------------|-------------------|----------------|
| 土砂の搬出先に係る事項1 | 土地の所在 | | |
| | 土砂埋立行為を行う者 | 氏名又は名称 (代表者氏名) | |
| | | 住所 | |
| | | 連絡先 | |
| | 搬出する土砂の数量 | | m ³ |
| | 打合せ状況 | | |
| | 土砂埋立行為に係る法令等による許可等 | 法令等の名称 | |
| | | | |
| 土砂の搬出先に係る事項2 | 土地の所在 | | |
| | 土砂埋立行為を行う者 | 氏名又は名称 (代表者氏名) | |
| | | 住所 | |
| | | 連絡先 | |
| | 搬出する土砂の数量 | | m ³ |
| | 打合せ状況 | | |
| | 土砂埋立行為に係る法令等による許可等 | 法令等の名称 | |
| | | | |
| 土砂の搬出先に係る事項3 | 土地の所在 | | |
| | 土砂埋立行為を行う者 | 氏名又は名称 (代表者氏名) | |
| | | 住所 | |
| | | 連絡先 | |
| | 搬出する土砂の数量 | | m ³ |
| | 打合せ状況 | | |
| | 土砂埋立行為に係る法令等による許可等 | 法令等の名称 | |
| | | | |
| その他参考となる事項 | | | |
| 連絡先 | 電話番号 | (内線) | |
| | 担当者 | | |

注 1 不用の文字は、消すこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

◎ 処理計画変更届出書作成要領（様式第3号）

☆ 提出部数は正本1部、副本2部（又は3部）とし、副本については写しで構わない。

届出書記載要領

(1) 「宛名」

県の機関に提出する場合は、「広島県西部農林水産事務所長」とし、権限移譲されている市町に提出している場合は、「〇〇市長」又は「〇〇町長」とすること。尚、権限移譲状況については「VI申請書等の提出窓口」を参照すること。

(2) 「届出者の氏名」

土砂処理計画届出をした者又は一時たい積土砂処理計画届出をした者の氏名（法人の場合は名称及び代表者の氏名）を記載すること。

(3) 根拠条項

該当するものを残し、不要なものを二重線で消去すること。

(4) 「建設工事又は一時たい積行為を行う土地の区域の所在」

当初知事に届け出た「土砂処理計画届出書（様式第1号）」の「建設工事の区域の所在」の欄又は「一時たい積土砂処理計画届出書」（様式第2号）の欄に記載した所在場所を記載すること。

(5) 処理計画届出年月日

「土砂処理計画届出書」又は「一時たい積土砂処理計画届出書」（以下「処理計画書」という。）を受付機関に提出したときに収受（押印）された年月日を記載すること。

(6) 「変更内容」

届け出ている処理計画書の記載内容のうち、今回変更する事項について、変更前と変更後が対比できるように記載すること。（変更事項が複数ある場合は、変更する内容ごとに変更前・変更後で共通の項番を付すなどして、対応するものが明確にわかるように記載すること。）

(7) 「変更理由」

変更が必要になった原因等を踏まえて、理由をわかりやすく記載すること。

添付図面作成要領

- 変更届出の理由が新たな搬出場所の追加又は搬出先の変更の場合に、新たな搬出先となる土地の位置及び区域を示す図面、並びに搬出先とする土地までの経路を示した図面を添付すること。

4. 土砂の搬出の完了（廃止）届出の編さん順序

●土砂の搬出の完了（廃止）届出に必要な書類・図面一覧表

(条例第12条関係)

| 番 号 | 書 類 等 の 名 称 | 備 考 |
|-----|------------------------|-----|
| 1 | 土砂搬出完了（廃止）届出書（規則様式第4号） | |
| 2 | その他知事が必要と認める書類及び図面 | |

土砂搬出完了（廃止）届出書

年 月 日

様

郵便番号

住 所

氏 名

〔法人にあつては、
名称及び代表者の
氏名〕

広島県土砂の適正処理に関する条例第12条の規定により、次のとおり届け出ます。

| | | |
|--------------------------|------------|-------------------|
| 建設工事又は一時たい積行為に係る土地の区域の所在 | | |
| 処 理 計 画 届 出 年 月 日 | | 年 月 日 |
| 搬出した土砂の数量の合計 | | m ³ |
| 土砂搬出完了（廃止）年月日 | | 年 月 日 |
| 搬出先に係る事項1 | 土 地 の 所 在 | |
| | 土砂埋立行為を行う者 | 氏名又は名称 (代表者氏名) |
| | | 住 所 |
| | | 連 絡 先 |
| 搬出した土砂の数量 | | m ³ |
| 搬出先に係る事項2 | 土 地 の 所 在 | |
| | 土砂埋立行為を行う者 | 氏名又は名称 (代表者氏名) |
| | | 住 所 |
| | | 連 絡 先 |
| 搬出した土砂の数量 | | m ³ |
| 搬出先に係る事項3 | 土 地 の 所 在 | |
| | 土砂埋立行為を行う者 | 氏名又は名称 (代表者氏名) |
| | | 住 所 |
| | | 連 絡 先 |
| 搬出した土砂の数量 | | m ³ |
| 連 絡 先 | 電話番号 | (内線) |
| | 担当者 | |

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

◎ 土砂搬出完了（廃止）届出書作成要領（様式第4号）

☆ 提出部数は正本1部、副本1部とし、副本については写しで構わない。

届出書記載要領

(1) 「標題部」

「完了」又は「廃止」の不要なものを二重線で消去すること。

(2) 「宛名」

県の機関に提出する場合は、「広島県西部農林水産事務所長」とし、権限移譲されている市町に提出している場合は、「〇〇市長」又は「〇〇町長」とすること。尚、権限移譲状況については「VI申請書等の提出窓口」を参照すること。

(3) 「届出者の氏名」

土砂処理計画届出をした者又は一時たい積土砂処理計画届出をした者の氏名（法人の場合は名称及び代表者の氏名）を記載すること。

(4) 「建設工事又は一時たい積行為を行う土地の区域の所在」

「土砂処理計画届出書（様式第1号）」の「建設工事の区域の所在」の欄又は「一時たい積土砂処理計画届出書（様式第2号）」の「一時たい積行為を行う土地の区域の所在」の欄に記載した所在場所を記載すること。

(5) 処理計画届出年月日

「土砂処理計画届出書」又は「一時たい積土砂処理計画届出書」（以下「処理計画書」という。）を受付機関に提出したときに収受（押印）された年月日を記載すること。

(6) 「搬出した土砂の数量の合計」

搬出する期間内に、区域外へ搬出した土砂の実数量を地山土量で記載すること（一時たい積行為の場合は、ほぐし土量）。

(7) 「土砂搬出完了（廃止）年月日」

「完了」又は「廃止」の不要なものを二重線で消去すること。

①完了の届出の場合は、

ア 建設工事からの搬出の場合

当該建設工事で発生した土砂のうち区域外で処理するものについて、処理計画書に記載した搬出先へ全て搬出し終えた日を記載する。

イ 一時たい積行為を行う土地からの搬出の場合

月ごとに当該搬出を行った最終日を記載すること。

②廃止の届出の場合は、

ア 建設工事からの搬出の場合

建設工事から区域外への土砂の搬出を廃止した日又は、条例で規定する基準数量（500 m³）未満になることが明らかになった日を記載すること。

イ 一時たい積行為を行う土地からの搬出の場合

一時たい積行為を行う土地から区域外への土砂の搬出を廃止した日又は、条例で規定する基準数量（500 m³/月）未満になることが明らかになった日を記載すること。

(8) 土砂の搬出先に係る事項の「土地の所在」

全ての土砂の搬出先を記載すること。なお、記載する事項は処理計画書又は処理計画変更届出書の所在場所とすること。

(9) 土砂の搬出先に係る事項の「土砂埋立行為を行う者」

全ての搬出先の土砂埋立行為を行う者を記載すること。

(10) 土砂の搬出先に係る事項の「搬出した土砂の数量」

土砂の搬出量を記載すること。なお、各搬出先の土量の合計が(5)の「搬出した土砂の数量の合計」と一致すること。

5. 届出を要しない土砂の搬出の認定手続の編さん順序

●届出を要しない土砂の搬出の認定手続に必要な書類・図面一覧表

(規則第5条第1号又は第9条第1項関係)

| 番 号 | 書 類 等 の 名 称 | 備 考 |
|-----|---|-----|
| 1 | 届出を要しない土砂の搬出協議書（取扱い方針様式1、2号） | |
| 2 | 搬出場所指定処分建設工事一覧表（取扱い方針様式3、4号） | |
| 3 | 搬出先とする土地の位置を示す図面（取扱い方針3の(3)の①） | ※ |
| 4 | 搬出先とする土地の区域を示す図面（取扱い方針3の(3)の①） | ※ |
| 5 | 搬出先の他の法令等の許可書等の写し（取扱い方針3の(3)の②） | ※ |
| 6 | 搬出先への受け入れ確認資料（協定書又は契約書の写し等） （取扱い方針3の(3)の③） | ※ |
| 7 | 土砂の適正処理体系を表す資料（取扱い方針3の(3)の④） | ※ |
| 8 | その他知事が必要と認める書類及び図面 | |

- 注) 1. 「取扱い方針」とは、「広島県土砂の適正処理に関する条例施行規則第5条第1号及び第9条第1号に規定する知事が認める土砂の搬出の取扱い方針」のことである。
2. 規則第5条第1号の規定による協議の場合における番号1及び番号2の取扱い方針様式は第1号及び第3号とし、規則第9条第1号の規定による協議の場合における番号1及び番号2の取扱い方針様式は第2号及び第4号とすること。
3. 「備考」欄に※印のある図面については、国又は地方公共団体が設置又は管理する処分先へ搬出する場合、添付を省略することができる。

(別記)

様式第 1 号

年 月 日

広島県〇〇農林水産事務所長 様

郵便番号

住 所

氏 名

法人にあつては、
名称及び代表者の
氏名

広島県土砂の適正処理に関する条例施行規則第 5 条第 1 号の適用
について（協議）

別紙「搬出場所指定処分建設工事一覧表」の建設工事に関する土砂の搬出に係るこのことについて、「広島県土砂の適正処理に関する条例施行規則第 5 条第 1 号及び第 9 条第 1 号に規定する知事が認める土砂の搬出の取扱い方針」 3 の(1)により協議します。

添付資料

- 1 搬出先の位置及び区域を示す図面
- 2 搬出先が、土砂埋立行為について法令等の許可等を要する場合は、許可書等の写し
- 3 協議者（発注者）と搬出先との協定書又は契約書の写し等、確実な受入が確認できる資料
- 4 土砂の適正処理体系を表す資料（残土券の流れや管理手法が確認できるフロー図等）
- 5 その他知事が必要と認める書類及び図面

注） 国及び地方公共団体が設置又は管理する処分先へ搬出する場合は、添付資料の 1 ～ 4 を省略することができる。

様式第3号

搬出場所指定処分建設工事一覧表

協議者(発注者名): _____

| No. | 工事名 | 工事種別 | 工事の場所 | 搬出予定土量 (m ³) | 搬出予定期間 | 搬出先の名称等 | 搬出先の所在 | 土砂埋立行為を行う者の氏名(名称) | 備考 |
|-----|-----|-------|-------|-----------------------------|--------|---------|--------|-------------------|----|
| | | 土木・建築 | | | | | | | |
| | | 土木・建築 | | | | | | | |
| | | 土木・建築 | | | | | | | |
| | | 土木・建築 | | | | | | | |
| | | 土木・建築 | | | | | | | |
| | | 土木・建築 | | | | | | | |
| | | 土木・建築 | | | | | | | |
| | | 土木・建築 | | | | | | | |
| | | 土木・建築 | | | | | | | |
| | | 土木・建築 | | | | | | | |
| | | 土木・建築 | | | | | | | |
| | | 土木・建築 | | | | | | | |

4-23

- 注 1 工事名については、建設工事ごとに記載するとともに発注年度も記載すること。
 2 工事種別欄の「土木・建築」は、不要なものを二重線で削除すること。
 3 工事の場所及び搬出先の所在については、地番まで記載すること。複数存在する場合は、代表地番を記載し残りは「外○筆」と記載すること。
 4 搬出予定期間については、 ○○年○月○日 ～ ○○年○月○日と記載すること。

様式第 2 号

年 月 日

広島県〇〇農林水産事務所長 様

郵便番号

住 所
氏 名

〔 法人にあつては、
名称及び代表者の
氏名 〕

広島県土砂の適正処理に関する条例施行規則第 9 条第 1 号の適用
について（協議）

別紙の一時たい積場所からの土砂の搬出に係るこのことについて、「広島県土砂の適正処理に関する条例施行規則第 5 条第 1 号及び第 9 条第 1 号に規定する知事が認める土砂の搬出の取扱い方針」3 の(1)により協議します。

添付資料

- 1 搬出先の位置及び区域を示す図面
- 2 搬出先が、土砂埋立行為について法令等の許可等を要する場合は、許可書等の写し
- 3 協議者（一時たい積行為者）と搬出先との協定書又は契約書の写し等、確実な受入が確認できる資料
- 4 土砂の適正処理体系を表す資料（管理手法が確認できるフロー図等）
- 5 その他知事が必要と認める書類及び図面

注） 国及び地方公共団体が設置又は管理する処分先へ搬出する場合は、添付資料の 1 ～ 4 を省略することができる。

広島県土砂の適正処理に関する条例施行規則第5条第1号及び 第9条第1号に規定する知事が認める土砂の搬出の取扱い方針

1 承認要件

- (1) 広島県土砂の適正処理に関する条例施行規則（平成16年広島県規則第56号。以下「規則」という。）第5条第1号で土砂の適正な処理が行われるものとして知事が認めるのは、次の①かつ②に該当する場合とする。
 - ① 発注者が土砂の搬出先を指定して注文する建設工事であって、適正な搬出先であることが確認されたもの。
 - ② 搬出先として土砂処分場を指定する場合は、当該土砂処分場について残土券による搬出、搬入管理等、土砂を適正に処理するための体系が確立されているもの。
- (2) 規則第9条第1号で土砂の適正な処理が行われるものとして知事が認めるのは、次の①かつ②に該当する場合とする。
 - ① 特定の工事等への再利用を目的とした一時たい積行為であって、適正な搬出先であることが確認されたもの。
 - ② 記録簿等による搬出、搬入管理等、土砂を適正に処理するための体系が確立されているもの。
- (3) (1)及び(2)にかかわらず、建設副産物対策広島ブロック会議又は広島県地方機関等建設副産物対策連絡会議で調整済みの工事（搬出先として再資源化施設を指定している場合を除く。）に係る土砂の搬出については、当該工事の発注者が調整されたことを確認できる資料を知事に提出することによって、規則第5条第1号又は規則第9条第1号による知事の同意があったものとみなすこととするが、資料提出後に調整した搬出先を変更する必要がある場合は、その都度、本取扱い方針の5及び8による処置を講ずるものとする。

2 協議者

協議者は、1-(1)においては建設工事の発注者、1-(2)においては一時たい積行為を行う者であること。

3 協議方法

- (1) 協議様式は、1-(1)の場合は様式第1号及び「搬出場所指定処分建設工事一覧表」（様式第3号）によることとし、1-(2)の場合は様式第2号及び「搬出先を指定する一時たい積行為一覧表」（様式第4号）によることとする。
- (2) 様式第3号又は様式第4号の表の記載事項と同等の内容が記載された既存資料がある場合は、当該資料を添付することによって様式第3号又は様式第4号の添付に替えることができる。
- (3) 協議に係る添付書類は次のとおりとする。ただし、国及び地方公共団体が設置又は管理する処分先へ搬出するものについては、①～④の添付書類を省略することができる。
 - ① 搬出先の位置及び区域を示す図面
 - ② 搬出先が、土砂埋立行為について法令等の許可等を要する場合は、許可書等の写し
 - ③ 発注者又は一時たい積行為者と搬出先との協定書又は契約書の写し等、确实な受け入れが確認できる資料

④ 土砂の適正処理体系を表す資料（残土券の流れや管理手法が確認できるフロー図等）

⑤ その他知事が必要と認める書類及び図面

4 協議部数

提出部数は、正本1部とする。

5 協議期日

(1) 1- (1) の場合は、土砂搬出開始の日から起算して30日前までとする。

(2) 1- (2) の場合は、土砂の搬出を開始する日の属する月の初日の20日前までとする。

6 処理期間

不同意になった場合は、改めて処理計画の届出が必要となることから、処理計画の届出期限を考慮した期間で処理することとする。

7 協議結果

協議された土砂の搬出について、土砂の適正な処理が行われるものと認められる場合は、規則第5条第1号又は第9条第1号の適用に同意する旨の回答書（様式第5号）により通知することとする。

回答書には、「搬出場所指定処分建設工事一覧表」又は「搬出先を指定する一時的な積行為一覧表」を添付することとし、一覧表中に承認できない工事が含まれている場合は、その工事の欄を抹消線で表示することとする。

8 処分先の変更

協議者は、同意通知後に処分先に変更が生じたときは、すみやかに再協議すること。

なお、この場合の協議様式については、様式第1号から様式第4号を準用するものとする。

9 経過措置

平成16年10月24日までの間に開始する土砂の搬出に係る協議期日は、4の規定にかかわらず9月27日とする。

様式第 5 号

年 月 日

○ ○ ○ ○ ○ 様

広島県○○農林水産事務所長
〔〒○○○○ ○○○○○○○○
○○○○課〕

広島県土砂の適正処理に関する条例施行規則 第 5 条第 1 号 の
適用について (回答) 第 9 条第 1 号

○○年○○月○○日付けで協議の別紙の土砂の搬出に係るこのことについては、同意します。

- 注 1 施行する際には、協議書に添付されている「搬出場所指定処分建設工事一覧表」又は「搬出先を特定する一時たい積行為一覧表」を添付する。
- 2 一覧表中に同意できない土砂の搬出計画がある場合は、その工事の欄を抹消線で表示して添付する。

V 届出後の主な留意事項

土砂の搬出の届出後の主な留意事項

土砂の搬出の届出を行った等の場合には、次の手続をする必要が生じますので、十分留意して実施してください。

変更の届出

- 1 届出者は、届出者若しくは発注者に係る事項の変更があったときは、変更があった日から30日以内に、また、それ以外の変更をしようとするときは、あらかじめ、その旨を処理計画変更届出書（様式第3号）を提出してください。

ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りではありません。

状況の変更の届出

- 2 元請負人又は一時たい積行為を行う者は、状況の変更（当初計画では土砂の搬出の数量が500m³以下であったが状況の変更により500m³以上となる場合）により届出の手続が必要になったときは、500m³以上となる日の前日までに土砂処理計画届出書（様式第1号）を提出してください。

完了等の届出

- 3 届出者は、当該届出に係る土砂の搬出を完了したときは、完了した日から起算して20日以内に土砂搬出完了（廃止）届出書（様式第4号）を提出してください。

当該届出に係る土砂の搬出を廃止したときも、同様です。

勧告等

- 知事は、当該届出の内容が土砂の適正な処理をする上で適当でないと認めるときは、届出者に対し、必要な措置を採るべきことを勧告することができることになっています。

☆ 詳しい手続等については、申請書等の提出窓口を確認等してください。

VI 届出書等の提出窓口 (R7.8.1 現在)

1. 県の機関

| 事務所名 | 連絡先 | 所管区域 |
|------------------------------|---|--------------------------------------|
| 西部農林水産事務所 林務第一課 | 〒730-0011 広島市中区基町 10-52 電話 (082) 513-5456 | 広島市、大竹市、安芸高 田市、府中町、海田町、 熊野町、坂町 |
| 西部農林水産事務所 東広島農林事業所 林務課 | 〒739-0014 東広島市西条昭和町 13-10 電話 (082) 422-6911 | 竹原市 |

◆県ホームページ <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/87/1170661371413.html> をご覧ください。

2. 事務を移譲した市町

呉市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、廿日市市、
江田島市、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町

VII 土砂条例【Q&A】

目 次

| | |
|------------|----------|
| 1. 総則関係 | ・・・ p7-1 |
| 2. 土砂の搬出関係 | ・・・ p7-1 |
| 3. 雑則 | ・・・ p7-5 |
| 4. 手続全般 | ・・・ p7-5 |

総則関係

Q 1-1 建設発生土について、土砂とコンクリート類が混ざった状態のものは、本条例の「土砂」に該当しますか。

土砂とコンクリート類が混ざった状態のものは、通称、廃棄物混じり土と呼ばれ、基本的には廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）上の廃棄物であると見なされるため、本条例の対象とする土砂には当たらないと考えられます。なお、産業廃棄物の取扱いについては、廃掃法を所掌する機関に相談してください。

また、このような疑義が生じることのないよう、発生場所において土砂とコンクリート類とを厳正に分別し、それぞれ適切に処理をしていただくようお願いします。

Q 1-2 製鉄の過程で生成される鉄鋼スラグや石炭スラグは、本条例の対象となる「土砂」に該当しますか。

鉄鋼スラグや石炭スラグは、路盤材等として土砂と同等に利用されていますが、建設工事による副産物として発生するものではなく、生成後、規格に適合するものは、路盤用やアスファルト混合用骨材等の商品として流通しており、不適切に処分されるおそれがないこと、また、規格に適合しないものは、産業廃棄物として処理されるものであること、といった点を考慮し、生成された時点では、条例第2条第4号に規定する土砂には該当しないものとしています。

ただし、鉄鋼スラグや石炭スラグであっても、一度埋立用材等として利用された後、建設工事で掘り出された場合は、通常建設発生土として、本条例の対象となる「土砂」として扱われることになります。

Q 1-3 コンクリート塊等を再資源化物したものは、本条例の対象となる「土砂」に該当しますか。

建設工事に伴い発生するコンクリート塊、コンクリート・アスファルト塊は破砕等されて再生砕石、再生土砂、再生コンクリート骨材、再生路板材等として再利用されているところですが、これらの再資源化物については、有益な利用がなされないものは産業廃棄物として処理されているところであり、商品として流通しているものに関しては、不適切に処分されるおそれがないことといった点を考慮し、条例第2条第4号に規定する土砂には該当しないものとしています。

ただし、コンクリート塊等を再資源化物したものであっても、一度埋立用材等として利用された後、建設工事で掘り出された場合は、通常建設発生土として、本条例の対象となる「土砂」として扱われることになります。

2 土砂の搬出関係

Q 2-1 建設工事の実施によって発生する土砂の搬出の届出は、発注者、元請負人のどちらが行うこととなりますか。

建設工事により発生する土砂の搬出に係る処理計画の届出は、条例第8条第1項で規定されているように、元請負人が行うこととなります。

Q 2-2 工事で発生する土砂の処分先を指定して発注する建設工事について、条例施行規則第5条第1号により「適正な処理が行われるものとしてあらかじめ知事が認めた」場合は、搬出の処理計画の届出を要しないことになっていますが、この手続は、発注者、元請負人のどちらが行うこととなりますか。

土砂の処分先を指定して発注する工事の場合、請負契約を締結し元請負人が決定するのを待つまでもなく、発注者によって搬出先が決定されていることから、このような工事については、請負契約締結前の段階で発注者から協議（このような工事が複数ある場合は一括して協議することも可能）を受け、土砂の適正な処理が見込めるかどうかを判断することにより、事務の簡素化を図ろうとする主旨で設けた規定です。

したがって、この協議に関する手続は発注者が行うこととなります。

Q 2 - 3 土砂の搬出先を指定して発注する建設工事からの土砂の搬出であって、「土砂の適正な処理が行われるもの」として知事が認める場合とは、どのようなものが想定されているのですか。

発注者が指定する搬出先が、土砂の埋立てを行うために必要な法令等の手続がとられており、かつ、残土券による搬出・搬入管理など土砂を適正に処理するための体系が確立されている処分場であって、当該土砂の受け入れが確実にされると認められるような場合を想定しています。

Q 2 - 4 発注に当たり、発生する土砂の一部（500立方メートル以上）について処分先を指定（指定処分）し、残り（500立方メートル未満）については処分先を指定しない（自由処分）場合は、指定処分する土砂について発注者が事前協議すれば、自由処分する土砂の処理計画の届出は不要と考えてよいですか。（発生土のうち良質土は他の工事へ流用し、その他は自由処分）で民間の処分場へ搬出するような場合）

建設工事により発生する土砂については、一定規模以上のまとまった土砂が全体としてどのように処理されるかを把握する必要があるため、その総量を基準に処理計画の届出の必要性を判断することとしています。このため、発生する土砂の一部を指定処分するとして発注者から規則第5条第1号の規定の適用に関する協議があったとしても、元請負人が自由処分により処理する土砂については処理計画の届出を不要とすることはできません。

このような場合は、事務が煩雑になるのを防ぐためにも、土砂の総量について発注後に元請負人から処理計画書の届出を行うのが適当と考えます。

Q 2 - 5 建設工事により土砂が搬出され、その土砂を事業区域の近くの土地に仮置きする場合、土砂の搬出の届出は必要ですか。

事業区域外に土砂を搬出する場合、事業区域からの距離の遠近に関係なく、搬出する土砂の数量が500立方メートル以上であれば、土砂の搬出の届出が必要です。

Q 2 - 6 県外の建設工事で発生した土砂を県内に持ち込む場合、土砂の搬出の届出の対象となりますか。

本条例における土砂の搬出に関する届出制度は、県内で発生する土砂の動きを把握し、土砂が適正に処理されるよう指導するために設けたものです。したがって、県外で発生した土砂を県内に持ち込む場合は、本条例による土砂の搬出の届出は不要になります。

逆に、県内の建設工事で発生した土砂を、県外に持ち出す場合は、土砂の搬出の届出が必要になります。

Q 2 - 7 建設工事で発生した土砂を他の工事箇所（区域外）へ搬出する場合も搬出の届出は必要ですか。

他の工事箇所（土砂が発生する建設工事の区域外）へ搬出する場合は、処理計画の届出が必要になります。このようなケースでは、請負契約締結前に発注者と土砂の受入先との調整が行われていると考えられるので、規則第5条第1号による知事の事前承認の手続により事務の簡素化を図ることも検討してください。

Q 2 - 8 建設工事において掘削した土砂1,000立方メートルをまとめて搬出するため、一旦建設工事の区域外の自社が管理する仮置場に仮置き（一時たい積）した後、最終処分場所へ搬出（月間500立方メートル以上）するときには、「土砂処理計画届出」と「一時たい積土砂処理計画届出」の両方が必要ですか。

質問の場合には、建設工事から仮置場への搬出に係る「土砂処理計画届出」と仮置場から最終処分場への搬出に係る「一時たい積土砂処理計画届出」の両方の届出が必要になります。

Q 2 - 9 建設工事において掘削した土砂5,000立方メートルを、建設工事の区域が狭いため、一旦区域外に仮置き（一時たい積行為に要する土地の面積2,000平方メートル以上）した後、再度埋め戻しのため区域内に戻す（月間500立方メートル以上）場合、「土砂処理計

画届出」、「一時たい積行為許可」、「一時たい積土砂処理計画届出」がそれぞれ必要ですか。

質問の場合には、建設工事から仮置場への搬出に係る「土砂処理計画届出」、仮置場から当該建設工事への搬出に係る「一時たい積土砂処理計画届出」が必要になります。

ただし、仮置場が当該工事から搬出される土砂専用であって、かつ、仮置場の設置者が当該建設工事の元請負人である場合の土砂の搬出に係る届出については、搬出先を当該建設工事箇所とし、届出書の「その他参考となる事項」の欄に仮置場に一時たい積することを明記することにより「一時たい積土砂処理計画届出」を省略し、「土砂処理計画」の届出で済むよう事務を簡素化しています。

Q2-10 一時たい積した土砂1, 800立方メートルを毎月600立方メートルずつ3か月連続で搬出する場合、土砂の搬出の届出は毎月必要になりますか。

質問のようなケースでは、毎月届出が必要になります。また、毎月の土砂の搬出が完了した場合は、その都度、土砂搬出完了届出書の提出が必要になります。

Q2-11 地方公共団体が発注する建設工事で、土砂の搬出量が条例に規定する規模（500立方メートル）以上になる場合、その工事の元請負人は土砂の搬出の届出を行う必要がありますか。

本条例では、国や地方公共団体が発注する建設工事から発生する土砂も、届出の対象としているため、これらの工事から条例に規定する規模（500立方メートル）以上の土砂を搬出する場合、元請負人は土砂の搬出の届出を行う必要があります。公共事業によって発生する土砂を一旦仮置きした後、最終処分箇所へ搬出する場合も同様です。

Q2-12 建設工事（A箇所）において不足土が生じたため、元請負人が請負った建設工事の区域外（B箇所）から土砂を500立方メートル以上当該工事に搬入する場合、条例の搬出届の対象になりますか。

この場合、B箇所からA箇所への土砂の搬出の届出が必要になります。なお、届出者は元請負人になります。

Q2-13 建設工事に伴う土砂の搬出が500立方メートル以上の場合は、土砂の搬出の届出が必要とされていますが、月間の搬出量がどんなに少なくても、総搬出量が500立方メートル以上のときは土砂の搬出の届出が必要ですか。（例えば、毎月100立方メートルずつ6か月間搬出するような場合）

建設工事に伴う搬出の場合は、当該工事からの総搬出量が条例の対象になるため、総量が500立方メートル以上の場合は、毎月の搬出量に関わりなく土砂の搬出の届出が必要になります。

Q2-14 一時たい積した土砂の搬出において、毎月の搬出量は500立方メートル未満ですが、総搬出量では500立方メートル以上になる場合、土砂の搬出の届出は必要ですか。（例えば、毎月300立方メートルずつ2か月間搬出するような場合）

一時たい積場からの土砂の搬出については、毎月の搬出量が条例の対象になるため、毎月の搬出量が500立方メートル未満の場合は、一時たい積場からの総搬出量に関わりなく土砂の搬出の届出は不要となります。

Q2-15 建設工事からの土砂搬出量が500立方メートル未満の予定であったものが、工事の途中で500立方メートル以上となることが判明した場合、状況の変更による処理計画の届出を行うことになりますが、このとき、処理計画書が受理されるまで土砂の搬出を止める必要がありますか。

条例第11条第1項の規定により、搬出する土砂の数量の合計が500立方メートルに達する日の前日までに処理計画の届出がなされていれば、受理書の交付があるまでの間も土砂の搬出を

継続することができますが、届出の前に500立方メートルに達した場合は、土砂の搬出を停止する必要がありますので、余裕を持って処理計画書を提出してください。

また、届け出られた処理計画書について、知事が搬出先の変更等を勧告した場合も、一旦土砂の搬出を停止した上で、処理計画の見直しをする必要があります。

Q2-16 建設工事で、発注者の管理するストックヤードに仮置きした後、発注者の指示で別の場所で盛土工事を行うために搬出する場合、ストックヤードからの土砂の搬出の届出は、元請負人、発注者のどちらが行うことになりますか。

ストックヤードからの搬出の届出を行う必要があるのは、条例で一時たい積行為を行う者とされています。質問の場合、一時たい積行為を行っている者とは、ストックヤードを設置し土砂を搬入させている者、すなわち、ストックヤードを管理している発注者が搬出の届出を行うこととなります。

Q2-17 採石場で採取された土砂であっても、廃土石については搬出の届出が必要とされていますが、廃土石を利用したいという要望を受けて、有料で引き渡す場合でも搬出の届出は必要ですか。

採石行為の目的物として採取される土砂は、建設工事の副産物として発生するものではなく、プラント等を経由して粒径等をほぼ同一にした製品として搬出され、道路の路盤材や造成宅地の覆土として適正に利用されることが見込まれますが、廃土石の場合は採石行為の副産物として生じるものであり、有料で引き取られたとしても、本来の製品として出荷することを目的として採取された土砂ほどの適正な利用が確実視できないため、届出が必要となります。

なお、廃土石に伐採木等が混入している場合は、廃棄物処分場に処分する必要があります。

Q2-18 土砂の搬出の届出で、運搬経路等を示すようになっていますが、運搬業者に指示するとき、どのような点に気をつければ良いですか。

運搬経路に住宅密集地や大型車の通行が困難と思われる狭隘な道路、通学路に指定されている道路、過去に土砂の運搬車両の通行に対して苦情の出ている地域といったものがある場合は、通行時間帯、土砂を運搬する車両の大きさ、1日当たりの搬出量（発生交通量）等について配慮をしていただく必要があります。したがって、処理計画の届出の中でこれらの配慮が十分されていない場合は、何らかの勧告をさせていただく場合もあります。

Q2-19 土砂処理計画が不適切と判断されたときに、知事から受ける勧告とは、どのような内容になるのですか。

土砂処理計画が不適切と判断されるのは、搬出先となる処分場が行政機関からは是正指導を受けていたり、処分場の開設に必要な法令等の許可等がとられていない場合や、搬出経路が狭隘な道路で大型車両の頻繁な往来により一般車両の通行に支障があると認められるような場合が考えられます。

したがって、このような場合に知事が勧告する内容としては、搬出先の変更、搬出先が法令等の許可等を受けるまで搬出を中止すること及び搬出経路の変更などが考えられます。

Q2-20 知事から搬出先を変更するよう勧告されたとき、新たな搬出先の選定が難航しているため変更した処理計画の届出が遅れているような場合も、氏名等を公表されることになりませんか。

氏名等の公表については、勧告に従わない場合必ず行うというのではなく、例えば必要な法令等の許可等を受けていない処分場への搬出を計画し、知事が搬出先の法令等の手続が終了するまで土砂の搬出を中止するよう勧告したにもかかわらず土砂を搬出し、結果として違反行為の拡大を助長しているような場合に、県民に対して情報を提供し、このような事業者に新たな土砂の

搬出を伴うような工事を請負わせることに対する県民の的確な選択や判断を求めるという公益上の必要性があるような場合に行うものです。

例えば、勧告によって土砂の搬出は停止したものの、搬出先を変更することについて発注者との間で契約変更が必要になり、その手続に時間を要しているなど、新たな処理計画の届出が遅れていることについて正当な理由があると認められるような場合には、公表の必要はないと考えています。

Q 2-2 1 土砂を搬出する期間が3ヶ月以上延長する場合は、処理計画変更届出書を提出することとされていますが、土砂を搬出する期間が予定完了日より早まる場合はどのような手続きが必要ですか。

土砂を搬出する期間が予定完了日より早まる場合や3ヶ月未満の延長であれば、処理計画変更届出書の提出は必要ありません。なお、土砂搬出完了届出書は、土砂の搬出が完了した日から起算して20日以内に提出してください。

Q 2-2 2 建設工事からの土砂搬出量が500立方メートル以上の予定であったものが、工事の途中に500立方メートル未満となることが判明した場合はどのような手続きが必要ですか。

処理計画の変更により、本条例の届出を要しない規模の搬出になったときは、搬出する土砂の数量の合計が500立方メートル未満となった日から起算して20日以内に土砂搬出廃止届出書を提出してください。

3 雑則

Q 3-1 立入検査において、質問を受ける「関係人」とは、報告や資料の提出を求められるのと同等の範囲と考えて良いですか。

立入検査の際、質問の対象となり得る関係人とは、報告や資料の提出の対象となる者だけでなく、これらの者の代理人、使用人、従業員、土砂を運搬した運転手など、当該土砂の搬出に関与した者が全て含まれます。

4 手続全般

Q 4-1 土砂条例に関する市町への事務・権限の移譲について教えてください。

現在、広島県では分権改革を推進しており、土砂条例についても市町への事務・権限の移譲を進めています。

事務・権限を移譲した市町は、次表のとおりとなりますので、移譲した市町における土砂条例の手続は、各市町で行ってください。

事務・権限を移譲した市町（令和7年7月現在）

| 移譲年月日 | 移譲した市町 |
|-----------|--------------------------------|
| 平成18年4月1日 | 三次市 |
| 平成19年4月1日 | 三原市、大崎上島町 |
| 平成20年4月1日 | 府中市、廿日市市、江田島市、安芸太田町、北広島町、神石高原町 |
| 平成21年4月1日 | 呉市、尾道市、庄原市、東広島市、世羅町 |
| 平成22年4月1日 | 福山市 |

Q 4-2 「土砂処理計画届出書」は誰が提出するのですか。また、どこに提出するのですか。

「土砂処理計画届出書」は、土砂を発生させる建設工事の元請負人、「一時たい積土砂処理計画

届出書」は、当該一時たい積行為を行う者（ストックヤードを設置・管理する者）が、それぞれ書類を作成し、提出することになります。

提出先は、県が事務を行っている場合には、各農林水産事務所（農林事業所）林務（第一）課になりますが、事務・権限を移譲した市町については、各市町にお尋ねください。

Q 4 - 3 提出書類の宛名は、提出先の「農林水産事務所長」としてよいですか。

各書類の宛名は、その書類の権限者宛てになりますので、県が事務を行っている場合には、「VI権限者」を参考に「広島県〇〇農林水産事務所長」としてください。

なお、事務・権限を移譲した市町については、各市町にお尋ねください。

Q 4 - 4 搬出処理計画の届出者は、建設工事の現場所長でよいのですか。

原則として代表権のある者を届出者としてください。なお、委任状により、代表権のある者から現場所長等に権限が委任されていることが確認できる場合（届出書に委任状添付）は、この委任をされた者を届出者とすることも可能となります。

Q 4 - 5 元請負人がJVの場合、搬出処理計画の届出はどのようにすればよいのですか。

JV自体は法人格を持たないため、JVでの届出はできません。したがって、当該JVを構成する各社の代表者の連名で届出を行う必要があります。

Q 4 - 6 押印廃止の背景について教えてください。

県では、「行政のデジタル化」を強力に推進し、県民の皆様の利便性の向上と質の高い行政サービスの提供に繋げることであります。こうした取組の一環として、行政手続のオンライン化を推進していくため、令和3年8月1日より、県に提出する申請書類等について、原則として押印を廃止することになりました。

Q 4 - 7 いわゆる盛土規制法の運用との関係はどうなりますか。

宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）に基づく規制区域（宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域）が指定されることを踏まえ、改正前条例の「災害の防止」を目的とする規制については、盛土規制法に一本化を図ることとし、令和7年7月7日（全県域が盛土規制法の規制区域に指定された後）に改正条例が施行されました。

これにより、改正前条例に規定する土砂埋立行為（一時たい積行為を含む）は本条例から削除され、盛土規制法による規制を受けることになりました。

なお、盛土規制法に規定される規制区域指定の際現に改正前条例第16条の許可に係る土砂埋立行為が完了していないものについては、当該土砂埋立行為が完了又は廃止するまで引き続き条例の適用を受けることとなります。

ただし、区域拡大などの変更に伴って盛土規制法による規制を受ける場合があります。詳しくは広島県HP「宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）の手続きについて（<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/262/moridokeihatsu.html>）」を参照してください。